

悪質性が重大な取り消し原因など解説

環境省が改正処理法で施行通知

改正廃棄物処理法施行を4月1日に控え、環境省は都道府県・政令市の知事・市長、廃棄物主管部局長それぞれ宛てに施行通知を行った。混乱が生じることが予想される欠格要件の過剰の問題や、建設廃棄物の排出者責任の元請への一元化についてなど、実際に運用を行う際の留意点について詳細に解説した。

欠格要件の見直しでは、**当る場合に限定。この3月末までに行った許可許可取り消し処分を受け「悪質性が重大な許可取り消し原因」を、不法投棄等の刑罰が重い違反行為であることや暴力団が関与した場合であること**など明確にしている。許可または不許可の処分が取り消される場合は、**悪質性が重大**など、経過措置としてまた、経過措置としてに際してはこれまでの欠格要件を適用する。

建設廃棄物の処理責任では、下請負人により不適正処理が行われた場合でも、元請業者が委託基準および再委託基準に則って適正にその処理を委託していた時は、元請業者は措置命令対象にならないとした。しかし、元請業者が委託基準または再委託基準に違反した不適

実際に運用行う留意点を詳細に

正な行為を行っていた場合は、施設の使用前検査（委託許可を含む）を受けた日または直近定期検査を受けた日のいずれか遅い日から5年3カ月以内ごとに受けなければならないが、これを法施行から直ちに適用するとすでに設置許可を受けている者が法規定違反となってしまうため、03年3月31日以前に許可を受けた者は12年3月31日まで、03年4月1日～06年3月31日まで、許可を受けた者は13年3月31日までなど、受検期限に経過措置を設けている。